

◎新潟県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青海水崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字須沢字中脇2583番から 同市大字須沢字中脇1431番まで	新	7.3～11.0メートル	295.0メートル
糸魚川市大字須沢字中脇1431番から 同市大字須沢字中脇1431番まで	旧	7.3～7.4メートル	35.0メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更